立ちどまらない保険。
三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

2015年10月1日
以降始期契約用

ビジネスプロテクター

企業総合賠償責任保険

事業活動にかかわる損害賠償のリスクをカバー！

製造業、販売業、飲食業ならではのリスクに幅広く対応

事業者のみなさまをトータルサポート！

施設、業務、生産物などの賠償の補償を1つの保険で！

- お手続きは簡単
- 多彩なニーズに応えるプラン
- 納得の保険料

補償の概要

「ビジネスプロテクター」は、貴社のさまざまなニーズにお応え

環境の変化やグローバル化により、ビジネスの周りにはさまざまな賠償リスクが存在します。

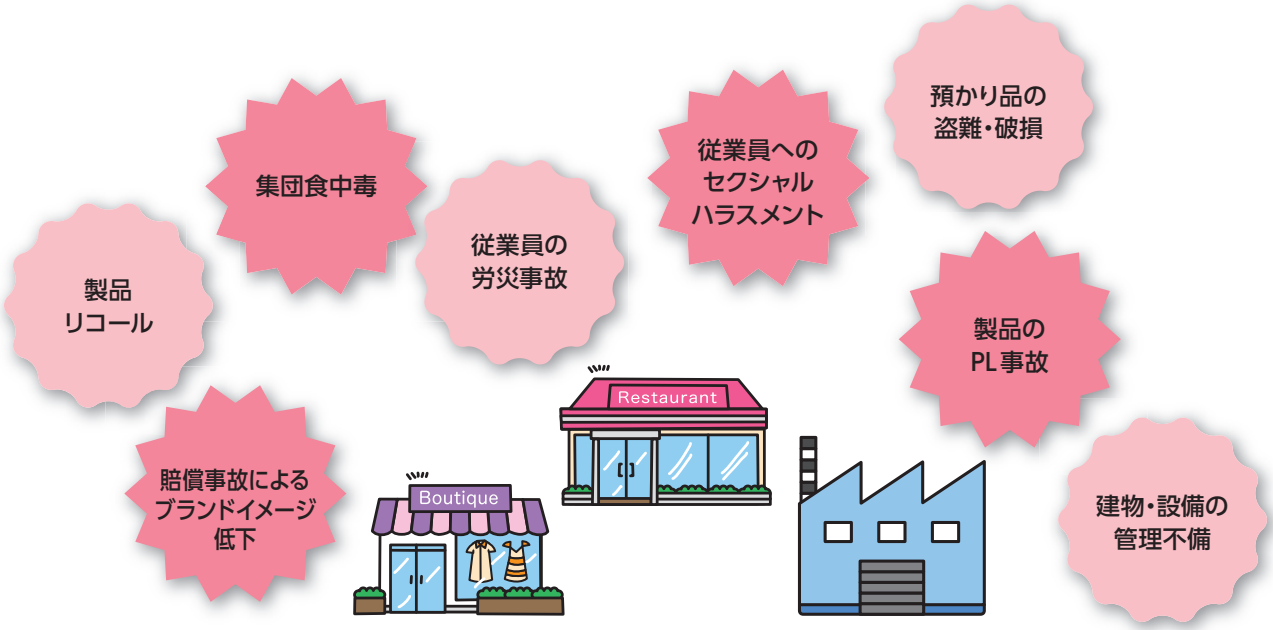

賠償事故が発生した場合、次のような損害賠償金や諸費用が発生する可能性があります。

損害賠償金

経営に大きな影響をあたえるような賠償事故になるケースがあります。

想定事故例

化学製品工場爆発事故
賠償額 約1億2,000万円

学校給食食中毒死亡事故
賠償額 約8,500万円

その他諸費用

長期にわたる争訟は思わぬ損失を生み出しかねません。
損害賠償金以外にもさまざまな費用がかかる可能性があります。

- 訴訟費用
- 損害防止費用
- ブランドイメージ回復費用
- 弁護士報酬

等

ビジネスプロテクターは、賠償リスクをしっかり補償。

売上高50億円以下の製造業、販売業、飲食業のみなさまの

さまざまな賠償リスクを1年間を通じて補償！

する賠償責任保険です。

こんなお悩みも解決します！

いろいろな保険に加入しているが、**補償が重複していたり不足していたり**しないだろうか。

特徴①へ

契約の都度、いろいろな資料を集めたり**手続きが煩雑で面倒**なんだよなぁ。

特徴③へ

いったいどうしたらいいの？

賠償責任保険には加入しているが、補償は本当に十分なんだろうか。

特徴②へ

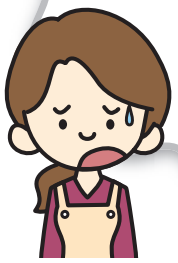

補償を充実させたいけれど、**保険料が高く**なってしまうのは、困ったものだ。

特徴④へ

さらに、上記のお悩みも解決します！

- 特徴① 補償の重複や加入もれの心配無用！
- 特徴② 幅広いリスクに対応！
- 特徴③ 契約手続きが簡単！
- 特徴④ 納得の保険料水準！

4つの特徴の詳細につきましては次のページをご覧ください。

商品の特徴

ビジネスプロテクターの4つの特徴について、ご説明します。

特徴① 補償の重複や加入もれの心配無用！

さまざまなリスクを1つの保険契約で補償します。

リスクごとにバラバラに保険加入いただく必要はなく、貴社のすべての施設、業務、生産物等を1つの保険契約でまとめて補償します。

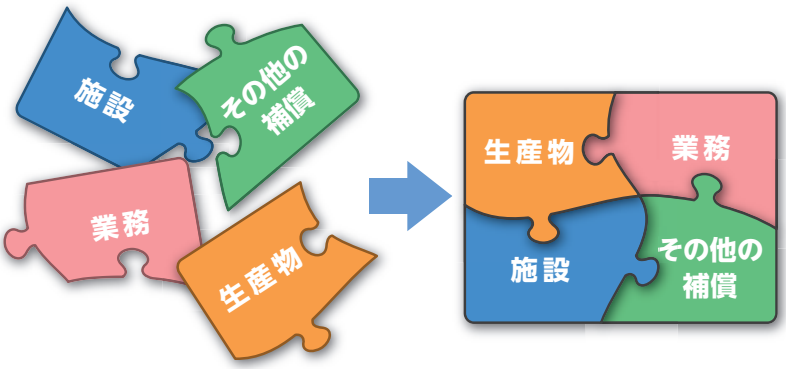

日本国内のすべての施設、業務、生産物等を対象とするため、たくさんの支店や生産物があっても保険の加入もれの心配がありません。

（ご注意）保険の対象となる施設、業務、生産物等の一部を保険の対象から除くことはできません。

（ご注意）一部対象とならない施設（航空機、パラグライダー等）、業務（医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等）、生産物（特定医薬品、治験等）等もあります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特徴② 幅広いリスクに対応！

貴社のご要望にお応えできるよう、さまざまな補償をご用意しました。

リコール費用やブランドイメージ回復費用等の幅広いリスクに対応

特徴③ 契約手続きが簡単！

▶ たったの3ステップでお見積りが完成！簡単にご契約いただけます。

以下の3ステップで、お見積りが完成します。

Step 1 **業種(主業務)と売上高(注)をご申告ください。**

Step 2 **プランとオプションをお選びください。**

Step 3 **支払限度額と免責金額をお選びください。**

▶ **お見積り完成！** ▶ **保険料お支払い** ▶ **契約手続き完了！**

(注)「借用不動産損壊補償」(オプション) をセットする場合は、併せて、借用戸室の種類と借用戸室数もご申告ください。

(ご注意) 実際のご契約手続きにつきましては、保険申込書、告知書等、当社所定の書類をご提出いただきます。
詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

特徴④ 納得の保険料水準！

▶ 幅広いリスクに対応する補償がついて、この保険料です!!

多彩な補償をまとめてセットすることで、補償の重複と加入もれを解消。納得の保険料水準を実現しました。

年間保険料例（一時払）

支払限度額：10億円　免責金額：なし　保険料割引制度による割引：10%適用の場合

	ベーシックプラン	プレミアムプラン
A 家庭用電気機械製造 売上高：2億円	277,190円	317,500円
B 生活雑貨品販売 売上高：15億円	181,970円	282,190円
C 弁当製造小売 売上高：5億円	794,230円	833,920円

(ご注意)・上記の保険料は、年間保険料の一例です。実際の保険料は、告知の内容、支払限度額、払込方法などによって異なります。
・ベーシックプラン、プレミアムプランの補償範囲につきましては5～8ページをご参照ください。

補償の詳細

2つのプランと5つのオプションをご用意しました。

ビジネスプロテクターは次のような事故の場合にお役に立ちます。お客さまのニーズに合わせ

施設リスク

施設の管理不備等により生じた賠償責任の補償

業務リスク

業務（仕事）の遂行により生じた賠償責任の補償

生産物、仕事の結果リスク

製造・販売した製品（生産物）または行った仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償

拡張補償リスク

上記以外のリスクにも対応します。

自動セットされる拡張補償です。

プレミアムプラン

より手厚く補償できるおすすめプランです。

ベーシックプラン

基本の補償を揃えたスタンダードなプランです。

施設の管理不備による事故 身体 財物

ビルで火災が発生し、非常口等の管理不備でお客さまに死傷者が出てしまった。

設備の管理不備による事故 身体 財物

お店の看板の留具が腐食していたために看板が落下し、通行人にケガをさせてしまった。

昇降機補償 身体 財物

店舗内のエレベーターの誤作動により子供が扉にはさまれてケガをした。

業務中の事故 身体 財物

自転車で配達中、運転を誤り、通行人と衝突してケガをさせてしまった。

業務中の事故 身体 財物

商品説明中に誤って商品をお客さまの足の上に落とし、ケガをさせてしまった。

海外出張中の事故（国外業務危険補償） 身体 財物

海外出張に行き、商談を行っている最中に、誤って商談相手にケガをさせてしまった。

生産物による事故 身体 財物

製造した玩具に欠陥があり、遊んでいた子供がケガをしてしまった。

仕事の結果による事故 身体 財物

エアコン設置の欠陥により漏水が発生し、お客さまの家のじゅうたんを汚してしまった。

不良完成品損害補償 財物

製造・納入した電子基板をお客さまが機械の部品として使用したところ、その電子基板に異物が混入していたことにより、完成品である機械が破損した。

来訪者財物損壊補償 財物(注)

店舗内において、来店したお客さまから預かった上着を汚してしまった。

(注)「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含みます。

人格権侵害補償 身・財以外

エレベーターの管理不備が原因でお客さまがその中に閉じこめられ、精神的ショックを受けたとして、貴社が損害賠償請求を受けた。

広告宣伝侵害補償 身・財以外

新聞広告に用いた絵が著作権を侵害しているとして貴社が損害賠償請求を受けた。

財物損壊を伴わない使用不能損害補償 身・財以外

販売した家具を搬入しているクレーンが倒れ、隣接店舗の入り口をふさいだため、休業を余儀なくされた店舗の休業損害について、貴社が損害賠償請求を受けた。

オプション

基本プランにセットしていただくことで貴社のニーズに合わせた補償ができます。

食中毒・特定感染症利益補償 費用利益

お店で提供した食品が原因で、食中毒、特定感染症が発生したことにより、3か月間営業を休止したため損失が生じた。

借用不動産損壊補償 財物

社宅として借用している建物において、従業員がストーブを誤って倒したため出火し、家主に対して債務不履行責任を負った。

てお選びください。

アイコンのご説明

損害賠償

- **身体** 他人の生命や身体を害し（以下、「身体障害」といいます。）、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- **財物** 他人の財物を滅失、破損または汚損し（以下、「財物損壊」といいます。）、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- **身・財以外** 他人への身体障害・財物損壊以外に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

費用利益

- **費用利益** 偶然な事由により被保険者が負担した費用や喪失した利益等を補償します。

給排水管からの漏水（漏水補償） 身体 財物

店舗内の給排水管が破裂・漏水し、階下の住宅の内装を汚してしまった。

構内専用車等補償 身体 財物

工場内においてフォークリフトで商品の積み下ろしをしているときに、フォークリフトをお客さまにぶつけ、ケガをさせてしまった。

作業対象物に発生した損害（管理財物損壊補償） 財物(注)

お客さまの家で、販売したエアコンの据付のため、壁に穴を開けている際に壁を傷つけてしまった。

(注)「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含みます。

不良製造品損害補償 財物

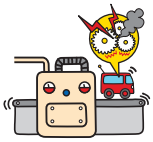

製造した機械に欠陥があったため、それにより生産された玩具が破損した。

生産物または仕事の目的物自体の損害（生産物自体の損害補償） 財物

販売したテレビから出火してお客さまの家財や住宅が損壊し、テレビ自体も破損した。

国外に流出した生産物（国外流出生産物補償） 身体 財物

国内向けに販売した化粧品が、海外にお土産として持ち出され、それを海外で使用した人の肌がかぶれてしまった。

被害者治療費等補償 費用利益

店舗内でお客さまが転倒し負傷。その通院の治療費用がかかった。

初期対応費用補償 費用利益

緊急的対応のために事故現場の取片付けを行い、費用がかかった。

訴訟対応費用補償 費用利益

日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して、必要な文書を作成するための費用がかかった。

ブランドイメージ回復費用補償 費用利益

事故発生により失った信頼度を回復させるために、安全対策に関する広告宣伝活動等の方法を策定するためのコンサルタントを起用し、費用がかかった。

借用イベント施設損壊補償 財物

新商品展示会に使用するために、日本国内において、他人から賃借した建物を、イベントの最中に傷つけてしまった。

受託物損壊補償 財物(注)

火災により保管施設が焼失し、施設内で保管中の受託物が燃えてしまった。

(注)「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含みます。

リコール費用補償 費用利益

販売した家電製品が原因でお客さまがケガをしてしまい、行政庁の命令を受けて、同じ製造過程の商品についてリコールを行い、回収費用が発生した。

データ損壊復旧費用補償 費用利益

お客さまの事務所でパソコンの出張修理を行っている際に、プログラムまたはデータを損壊したことにより、消失した情報を復旧させるための費用がかかった。

ネットワーク危険補償 身・財以外

貴社のパソコンがコンピュータ・ウィルスに感染し、電子メールを通じて取引先の情報システムに感染させたことにより、取引先の業務を阻害した。

雇用慣行賠償責任補償 身・財以外

女性であることを理由として、極端に低い人事評価を受け、同期入社の者より大幅に昇進が遅れたとして、従業員から訴えられた。

使用者賠償責任補償 身体

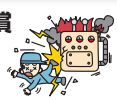

建物や設備の欠陥による漏電事故により、従業員が業務中に負傷。それにより後遺障害を負った従業員から訴えられた。

補償の詳細

事故が発生した場合に適用される支払限度額と免責金額をご案内します。

施設リスク

施設の管理不備等により生じた賠償責任の補償

業務リスク

業務（仕事）の遂行により生じた賠償責任の補償

生産物、仕事の結果リスク

製造・販売した製品（生産物）または行った仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償

拡張補償リスク

上記以外のリスクにも対応します。

自動セットされる拡張補償です。

プレミアムプラン

より手厚く補償できるおすすめプランです。

ベーシックプラン

基本の補償を揃えたスタンダードなプランです。

施設・設備の管理不備による事故

昇降機補償

支払限度額（1事故・保険期間中）：ご契約いただく支払限度額

業務中の事故

海外出張中の事故（国外業務危険補償）

支払限度額（1事故・保険期間中）：ご契約いただく支払限度額　免責金額（1事故）：

生産物による事故

支払限度額（1事故・保険期間中）ご契約いただく支払限度額

仕事の結果による事故

不良完成品損害補償

支払限度額（1事故・保険期間中）1億円または ご契約いただく支払限度額 のいずれか低い金額

免責金額（1事故）：

来訪者財物損壊補償

支払限度額
1名につき：10万円
1事故につき：100万円
保険期間中につき：1,000万円
免責金額（1事故）
なし

人格権侵害補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
ご契約いただく免責金額

広告宣伝侵害補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
ご契約いただく免責金額

財物損壊を伴わない使用不能損害補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
ご契約いただく免責金額

オプション

食中毒・特定感染症利益補償
支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
なし
（ご注意）約定補償期間：3か月以内（補償期間は損失を補償する期間の上限であり、売上高が回復した場合（回復したと認められる場合）に終わります。）

借用不動産損壊補償
支払限度額
1事故：1,000万円
保険期間中：ご契約いただく支払限度額
免責金額（1事故）

事故の原因	免責金額（1事故）
火災、破裂・爆発、水漏れ	なし
上記以外	10万円

ご契約いただく支払限度額

11パターンよりお選びいただけます。なお、支払限度額はこの保険契約で支払う保険証券総支払限度額となります。

支払限度額（1事故・保険期間中につき）：5,000万円／1億円／2億円／3億円／4億円／5億円／6億円／7億円／8億円／9億円／10億円

一部の補償については、下記のとおり個別に支払限度額・免責金額を設定しています。

ご契約いただく免責金額

8パターンよりお選びいただけます。

免責金額（1事故につき）：なし／1万円／3万円／5万円／10万円／30万円／50万円／100万円

詳細につきましては9ページをご参照ください。

給排水管からの漏水（漏水補償）

構内専用車等補償

免責金額（1事故）：ご契約いただく免責金額

作業対象物に発生した損害（管理財物損壊補償）

ご契約いただく免責金額

不良製造品損害補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1億円または ご契約いただく支払限度額 のいずれか低い金額

生産物または仕事の目的物自体の損害（生産物自体の損害補償）

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円

国外に流出した生産物（国外流出生産物補償）

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円

ご契約いただく免責金額

被害者治療費等補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
<1事故につき被害者1名について>
死亡・重度後遺障害：50万円
入院：10万円
通院：3万円
免責金額（1事故）
なし

初期対応費用補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
なし

訴訟対応費用補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
なし

ブランドイメージ回復費用補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
（ご注意）1事故につき、縮小支払割合90%を乗じて得た額についてのみ保険金をお支払いします。
免責金額（1事故）
なし

借用イベント施設損壊補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）

事故の原因	免責金額（1事故）
火災、破裂・爆発、水漏れ	なし
上記以外	10万円

受託物損壊補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
100万円
免責金額（1事故）
なし

リコール費用補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）

ご契約いただく免責金額

（ご注意）生産物の回収決定を当社に通知した日以降3年以内に記名被保険者が負担した費用に限ります。

データ損壊復旧費用補償

支払限度額（1事故・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
ご契約いただく免責金額

ネットワーク危険補償

支払限度額（一連の損害賠償請求・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
なし

雇用慣行賠償責任補償

支払限度額（一連の損害賠償請求・保険期間中）
1,000万円
免責金額（1事故）
なし

使用者賠償責任補償

支払限度額（1回の災害・保険期間中）
5,000万円、1億円の2パターンから選択
免責金額（1事故）
なし
（ご注意）政府労災、自賠責保険・自動車保険、法定外補償規定等の上乗せとします。

ご契約の条件等

ご契約の条件等

ご契約対象となる方

この保険は次の❶、❷の条件を満たす事業者のみなさまを対象としています。

❶ 主業務（最も売上高に占める割合の大きい業務）が**「製造業」「販売業（卸売業・小売業）」「飲食業」**であること。

❷ すべての業務の合計売上高（保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の税込売上高の総額）が**50億円以下**であること。

（ご注意）・一部対象とならない業種もあります。契約対象となる業種の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
・新設法人等で「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の税込売上高」が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額（以下、「事業計画値」といいます。）を「売上高」として保険料を算出します（事業計画値が50億円以下である場合に限ります。）。

保険の対象となる施設、仕事（業務）、生産物、仕事の結果

この保険はすべての施設、仕事（業務）、生産物、仕事の結果を対象とします。

	保険の対象
施設	貴社（記名被保険者）が仕事（業務）の遂行のために所有、使用または管理する日本国内に所在するすべての施設
仕事（業務）	貴社（記名被保険者）が遂行するすべての仕事（業務）
生産物	貴社（記名被保険者）が製造、販売または提供し、貴社（記名被保険者）の占有を離れたすべての財物
仕事の結果	貴社（記名被保険者）が遂行するすべての仕事の結果

（ご注意）・一部対象とならない施設（航空機、パラグライダー等）、仕事（医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等）、生産物（特定医薬品、治験等）、仕事の結果（設計のみの仕事、臨床研究に関する仕事等）もあります。
・この保険の保険適用地域は「日本国内」となります。ただし、一部の業務、生産物については、「全世界」となります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

支払限度額の設定について

支払限度額は、以下の11パターンよりお選びいただけます。
なお、支払限度額はこの保険契約で支払う保険証券総支払限度額となります。

支払限度額
（1事故・保険期間中につき）

5,000万円	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円
6億円	7億円	8億円	9億円	10億円	

免責金額の設定について

免責金額は、以下の8パターンよりお選びいただけます。

免責金額
（1事故につき）

なし	1万円	3万円	5万円
10万円	30万円	50万円	100万円

上記の支払限度額・免責金額にかかわらず、一部の補償については
個別に支払限度額・免責金額を設定しています。

詳細につきましては7～8ページをご参照ください。

保険料について

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。）は、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の税込売上高」および支払限度額等に基づいて決定されます。詳細につきましては取扱代理店または当社までお問い合わせください。
お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

★新設法人等の取扱いについて
新設法人等で、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の税込売上高」が存在しない場合には、ご契約時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

ビジネスプロテクターには、保険料割引制度があります。

右記の条件に該当する場合には、保険料が**最大20%**割引になります。詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. 保険契約締結日時点でISO9001、ISO14001、ISO22000、HACCPのいずれかの認証を取得済（全事業所・一部事業所を問いません。）である。
2. 警備システム（警備契約）が導入（全事業所・一部事業所を問いません。）されている。
3. 設立（創業）以来の営業年数が10年超である。
4. 保険会社を問わずに賠償責任保険（自動車保険・自賠責保険を除きます。）のご契約が5年間以上あり、かつ5年以内に保険金請求を行っていない。

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

この保険の被保険者は、貴社（記名被保険者）または貴社（記名被保険者）の役員・使用人(注1)です。
ただし、生産物リスクでは国内下請製造業者(注2)または国内販売業者(注3)を被保険者に含みます。

(注1)記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
(注2)記名被保険者が生産物を製造する場合であり、かつその生産物に使用される原料、材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
(注3)記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
(ご注意)・一部の補償につきましては、被保険者が異なる場合があります。詳細につきましては取扱代理店または当社までお問い合わせください。
・被保険者間相互の事故も補償の対象となります（交差責任補償）。

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、すべての保険金の合計で、保険証券記載の支払限度額（総支払限度額）を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。
被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、損害賠償金とはなりません。
適用される普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

プラン例

業種別おすすめプラン

製造業向けモデルプラン

ケース❶

補償はスタンダードに、保険料はなるべく安い方がいい！

ベーシックプランがおすすめです！

ベーシックプランでは、右記のような貴社が提供した生産物に起因する財物損壊事故をはじめ、施設の管理不備や業務中のミスによる身体障害、財物損壊等、基本となるリスクを補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

家電部品メーカーが製造した部品を使用した家電製品が発火。ユーザーの家屋が全焼する被害が発生。発火の原因は部品にあり、部品メーカーが法律上の損害賠償責任を負った。

損害賠償金 **5,000万円**

ケース❷

商品に欠陥があり、身体障害、財物損壊が発生したときに、商品を回収しなければならない場合のリコール費用も補償したい！

プレミアムプランがおすすめです！

プレミアムプランでは、ベーシックプランの補償に加えて、身体障害、財物損壊事故に伴い生産物の回収が必要となった場合のリコール費用等のリスクも幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

家電製品メーカーが製造した家電製品に欠陥があり、その家電製品を使用した人がケガをした。同じ工場で製造されたほかの家電製品にも欠陥がある可能性があり、行政庁の命令により回収を決定。約10万点の家電製品の回収費用が発生した。

回収費用 **1,000万円**

ケース❸

労災事故が発生し、使用者としての賠償責任を問われた場合に備えたい！

プレミアムプラン＋使用者賠償責任補償（オプション）セットがおすすめです！

プレミアムプランにオプションをセットした場合は、プレミアムプランの補償に加えて、使用者賠償責任補償をはじめとしたオプションをセットしていただくことによって、貴社のリスクを幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

家電部品メーカーの工場で発生した事故により、従業員が死亡。労災保険から保険金が支払われたが、遺族から使用者としての責任を問われ、法律上の損害賠償責任を負った。

損害賠償金 **5,000万円**

▶各種プランならびにオプションの補償の範囲につきましては、5～8ページをご参照ください。

年間保険料例（一時払） [製造業向け] 支払限度額：3億円　免責金額：なし　売上高：2億円　保険料割引制度による割引：10%適用の場合

プラン / 業種	ベーシックプラン	プレミアムプラン	プレミアムプラン＋使用者賠償責任補償（オプション）
食料品製造	173,260円	217,010円	274,030円
産業用機械製造	140,580円	171,820円	271,360円
プラスチック製品製造	91,910円	129,970円	192,890円

支払限度額：1億円の場合

ベーシックプランに各種オプションをセットしていただくことも可能です。

上記以外に支払限度額・免責金額を設定することも可能です。

詳細につきましては9ページをご参照ください。

販売業向けモデルプラン

ケース❶

補償はスタンダードに、保険料はなるべく安い方がいい！

ベーシックプランがおすすめです！

ベーシックプランでは、右記のような貴社の施設の管理不備に起因する財物損壊事故をはじめ、貴社が提供した生産物や業務中のミスによる身体障害、財物損壊等、基本となるリスクを補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

雑貨店がテナントとして賃借する店舗において、漏水事故が発生。水漏れによって階下の衣料品店の商品を汚損したことにより、法律上の損害賠償責任を負った。

損害賠償金 **3,000万円**

ケース❷

預かっている物を壊してしまった場合のリスクを補償したい！

プレミアムプランがおすすめです！

プレミアムプランでは、ベーシックプランの補償に加えて、貴社が借用している財物に対する賠償リスク等も幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

リースしている機器（電気機器やレジ設備など）を破損したことにより、リース会社に対して法律上の損害賠償責任を負った。

損害賠償金 **100万円**

ケース❸

賃借する店舗を、火災により焼失してしまった場合に備えたい！

プレミアムプラン＋借用不動産損壊補償（オプション）セットがおすすめです！

プレミアムプランにオプションをセットした場合は、プレミアムプランの補償に加えて、借用不動産損壊補償をはじめとしたオプションをセットしていただくことによって、貴社のリスクを幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

借用している店舗を、火災により焼失してしまい、店舗建物所有者に対して法律上の損害賠償責任を負った。

損害賠償金 **1,000万円**

▶各種プランならびにオプションの補償の範囲につきましては、5～8ページをご参照ください。

年間保険料例（一時払）

［販売業向け］支払限度額：5億円　免責金額：なし　売上高：3億円　保険料割引制度による割引：10%適用の場合

プラン / 業種	ベーシックプラン	プレミアムプラン	プレミアムプラン＋借用不動産損壊補償（オプション）
食料、飲料品販売	60,320円	86,710円	106,710円
化学製品販売	139,140円	160,720円	180,720円
生活雑貨品販売	44,870円	74,590円	94,590円

事務所が5か所の場合

ベーシックプランに各種オプションをセットしていただくことも可能です。

上記以外に支払限度額・免責金額を設定することも可能です。

詳細につきましては9ページをご参照ください。

プラン例

業種別おすすめプラン

飲食業向けモデルプラン

ケース❶

補償はスタンダードに、保険料はなるべく安い方がいい！

ベーシックプランがおすすめです！

ベーシックプランでは、右記のような貴社が提供した生産物に起因する身体障害事故をはじめ、施設の管理不備や業務中のミスによる身体障害、財物損壊等、基本となるリスクを補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

飲食店で提供した料理が原因で、食中毒事故が発生。その料理を食べた数名のお客さまが入通院を要し、飲食店が法律上の損害賠償責任を負った。

損害賠償金 **3,000万円**

ケース❷

イベントのために、施設を借りることもあるので、借りた施設に対する補償もしてほしい！

プレミアムプランがおすすめです！

プレミアムプランでは、ベーシックプランの補償に加えて、製品の展示会や研修のために、賃借した建物を誤って損壊してしまった場合等の借用イベント施設損壊等も含めて幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

飲食店が新商品の試食会を開催するために賃借したイベント施設において、火災が発生。イベント施設の所有者に対して、法律上の損害賠償責任を負った。

損害賠償金 **1,000万円**

ケース❸

食中毒事故に伴う営業停止中の利益を補償してほしい！

プレミアムプラン＋食中毒・特定感染症利益補償（オプション）セットがおすすめです！

プレミアムプランにオプションをセットした場合には、プレミアムプランの補償に加えて、食中毒・特定感染症利益補償をはじめとしたオプションをセットしていただくことによって、貴社のリスクを幅広く補償します。

こんな場合にお役に立ちます！

飲食店で食中毒事故が起き、保健所に届出を行った。この事故により、営業を休止したため、喪失利益が生じた。

営業利益損失 **1,000万円**

▶各種プランならびにオプション特約の補償の範囲につきましては、5～8ページをご参照ください。

年間保険料例（一時払） ［飲食業向け］支払限度額：3億円　免責金額：なし　保険料割引制度による割引：10%適用の場合

プラン / 売上高	ベーシックプラン	プレミアムプラン	プレミアムプラン＋食中毒・特定感染症利益補償（オプション）
1億円	112,100円	127,330円	152,680円
3億円	299,810円	341,800円	412,750円
5億円	451,050円	516,080円	630,380円

ベーシックプランに各種オプションをセットしていただくことも可能です。

上記以外に支払限度額・免責金額を設定することも可能です。

詳細につきましては9ページをご参照ください。

その他のご説明

インターリスク総研のコンサルティングを活用ください！

MS&ADインシュアランスグループにおいて、リスクマネジメント事業を担うインターリスク総研では、企業向けリスク管理・危機管理のコンサルティング実績を多数有しております。生産物や施設に起因する事故の予防措置から、実際にリスクが顕在化した場合のリコールやメディア対応をはじめとする緊急時対応、再発防止策の検討の支援などについて、幅広い領域でのサポートが可能です。

<コンサルティングの例>

製造物責任予防対策コンサルティング
製品の安全性確保のため、「開発・設計」、「製造・検査」、「流通・販売・アフターサービス」などさまざまな局面でリスクを評価し、対策の実施を支援します。

賠償事故対応コンサルティング
自社運営施設や自社製品・サービスの不具合・クレームが発生した場合に備えて、対応マニュアル等を整備します。『PL事故対応マニュアル』やリコール実施時の対応手順等を定めた『緊急時対応計画』などの整備を支援します。

緊急時対応コンサルティング
実際に事件・事故が発生してしまった際に、「情報収集→原因究明→対策検討→意思決定→指揮命令→情報開示→再発防止」の一連のプロセスにおいて、対策本部・事務局に対して、対応策の提案・意思決定に関する助言等の支援を行います。

上記は、インターリスク総研が提供可能なコンサルティングの一例です。
他にも、企業のビジネスを取り巻くさまざまなリスクに対するコンサルティングサービスをご用意しております。

MS&AD 株式会社 インターリスク総研
本社：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス
TEL：03-5296-8912（コンサルティング第一部）
http://www.irric.co.jp/index.html

（ご注意）インターリスク総研が提供するコンサルティングサービスは、この保険の付帯サービスではありません。コンサルティングの内容や費用等の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

法律上の損害賠償責任
主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

支払限度額
保険金をお支払いする限度額をいいます。

免責金額
保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

被保険者
保険契約により補償を受けられる方をいいます。

保険金
普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。

保険料
保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

保険証券総支払限度額
この保険契約において支払うすべての保険金の合計の上限をいいます。

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて（ベーシックプラン、プレミアムプ

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
身体障害・財物損壊賠償責任リスク	以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。		**共通事項** ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ③被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任 ⑥地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任 ⑦液体、気体または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ⑧原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ⑨石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取または吸引 ⑩石綿等への曝露による疾病　⑪石綿等の飛散または拡散
	施設にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	○被保険者による施設の所有、使用または管理に起因する事故	○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 ①航空機　②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球　③施設外における船舶 ○じんあいまたは騒音に起因する損害 ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 ②水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任 ○専門業務（医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等）に起因する損害
	昇降機補償 身体 財物	○被保険者による昇降機（エスカレーター・エレベーター）（日本国内に所在するものに限ります。）の所有、使用または管理に起因する事故	
	漏水補償 身体 財物	○給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢出に起因する事故	
	構内専用車等補償 身体 財物	○作業場内（主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。）および施設内における自動車（原動機付自転車を含みます。）または車両の所有、使用または管理に起因する事故 ○自動車または車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故 ○補償します。　×補償対象外となります。 （ご注意）保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用されます。	○ **共通事項** 記載の事項 ○被保険者が自動車または車両を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害。ただし、自動車または車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
	以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。		
	仕事の遂行にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	○被保険者による仕事の遂行に起因する事故	○ **共通事項** 記載の事項 ○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害 ①航空機　②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③施設外における船舶 ○じんあいまたは騒音に起因する損害 ○LPガス販売業務（注）の遂行に起因して生じた損害 （注）LPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵等をいい、器具の販売、貸与等を含みます。 ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 ②水の汚染によって漁獲高が減少しまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任 ○専門業務（医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等）に起因する損害
	国外業務危険補償 身体 財物	○被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務に起因する事故 （ご注意）工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害については、保険金を支払いません。	
	管理財物損壊補償 財物（注） （注）「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含みます。	○現実に被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。以下、「補償管理財物」といいます。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有するものに対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下、「補償管理財物損害」といいます。）に対して保険金をお支払いします。ただし、次の財物を除きます。 ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①～③を除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物	○ **共通事項** 記載の事項 ○補償管理財物損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ①被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取 ②被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の滅失、破損もしくは汚損、紛失または盗取 ③補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い ④補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発 ⑤補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の滅失、破損または汚損 ⑥被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良等

	施設内	施設外	
		作業場内	作業場内以外
車両（除く自動車）	○	○	×
自動車	○	○	×
積込積卸 車両	○	○	○
積込積卸 自動車	○	○	○

（ご注意）ビジネスプロテクターの補償内容（保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合）をご説明します。詳細については普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

アイコンにつきましては 6ページをご参照ください。

ラン）

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任リスク ／ 身体障害・財物損壊		以下の事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損または汚損【財物損壊】した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害 ○被保険者の生産物、または仕事の結果に起因する事故が発生しまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびそれらの回収措置に起因する損害（ご注意）「リコール費用補償」（プレミアムプラン）で一部補償の対象となります。 ○直接であると間接であるとを問わず、生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。 ○生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が、医薬品等の製造もしくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該当する医薬品等または仕事に起因する損害 ①医薬品等のうち、臨床試験に供される物 ②臨床試験 ③避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等
	生産物、仕事の結果にかかわるリスク プレミアムプラン ベーシックプラン 身体 財物	○生産物に起因して生じた事故、または仕事の結果に起因して、仕事の終了後または放棄の後に生じた事故 （ご注意）設計のみを行う業務の結果に起因して、仕事の終了または放棄の後に生じた事故については、保険金を支払いません。	
	不良完成品損害補償 財物	○被保険者が、完成品（生産物自体が成分、原材料または部品等として使用された財物）を滅失、破損または汚損したことに起因する事故 （ご注意）直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項 ○完成品を滅失、破損または汚損することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である場合 ○生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が滅失、破損または汚損していない状態となる場合
	不良製造品損害補償 財物	○生産物が製造機械等またはその部品である場合、製造品・加工品（製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物）を滅失、破損または汚損したことに起因する事故 （ご注意）直接の復旧費用に限り保険金を支払い、その財物の使用不能に起因する損害賠償金については、保険金を支払いません。	○ 共通事項 記載の事項
	生産物自体の損害補償 財物	○「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体の障害または事故原因生産物（事故の原因となった生産物または仕事の目的物をいいます。）以外の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物自体の滅失、破損または汚損によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する財物を滅失、破損または汚損した場合 ①仕事の目的物が財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物 ②生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物 ③生産物を用いて製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工される財物
	国外流出生産物補償 身体 財物	○被保険者の生産物に起因する損害のうち、国外流出生産物（被保険者が日本国外での使用または消費を目的とせず製造、販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。）に起因して日本国外で発生した事故	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求および生産物に起因する損害 ①この保険契約の保険期間満了後または解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求 ②被保険者によって、または被保険者の了解、同意、または指図によって被保険者以外の者により輸出された生産物 ③被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物（原材料、部品などに使用される場合を含みます。） ④次のいずれかに該当する生産物に起因する損害 ア. 医療機器、医療品、医薬部外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分 イ. 航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料、装置などの部品類 ウ. たばこ
	来訪者財物損壊補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 財物 (注) （注）「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含みます。	○被保険者が施設内で保管する受託品〈来訪者の財物をいいます。ただし、修理または加工を目的とするもの、および自動車または原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）を除きます。〉が、保険期間中に滅失、破損もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害 ○携帯品（施設の来訪者が携帯する財物をいいます。ただし、受託品および自動車等を除きます。）の盗取について被保険者が商法第594条（場屋営業者の責任）第2項に定める損害賠償責任を負担することによって被る損害	○ 共通事項 記載の事項 ○受託品の滅失、破損、汚損または盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○携帯品の盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害 ○被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○受託品が来訪者に引き渡された後に発見された受託品の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○受託品に対する修理（点検を含みます。）または加工等に起因して、受託品が滅失、破損または汚損したことに起因する損害 ○受託品または携帯品が次のいずれかに該当する場合 ①自動車等（ゴルフ場で使用する乗用カートを除きます。）の内部または外部に積載された財物 ②被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて（ベーシックプラン、プレミアムプ

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任リスク／身体障害・財物損壊	**受託物損壊補償** プレミアムプラン 財物 (注) (注)「財物損壊」には他人の財物の紛失、盗取も含みます。	○被保険者が、管理または使用する受託物の滅失、破損、汚損、紛失または盗取により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <受託物の範囲> ①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①～③を除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 <受託物から除かれる財物> ①土地およびその定着物（建物、立木等をいいます。） ②動物・植物等の生物 ③受託品（来訪者の財物） (注)被害受託物が、損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとし、受託物の使用不能に起因する損害を含みません。	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が滅失、破損、汚損、紛失、または盗取されたことに起因する損害 ○受託物の性質、瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害 ○受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○冷凍倉庫または冷蔵倉庫内で保管される、または搬出もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害 ○被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等の滅失、破損、汚損または紛失もしくは盗取に起因する損害
	借用イベント施設損壊補償 プレミアムプラン 財物	○被保険者が仕事の遂行のために行うイベント等（研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいいます。）のために日本国内において他人から賃借する建物が不測かつ突発的な偶然な事故により、滅失、破損または汚損したことにより、借用イベント施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ①借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事 ②借用イベント施設の瑕疵またはねずみ食いもしくは虫食い ③借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損 ④借用イベント施設の自然の消耗 ⑤借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質、その他これらに類似の事由 ⑥被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された滅失、破損または汚損
賠償責任リスク／その他賠償リスク	**人格権侵害補償** プレミアムプラン ベーシックプラン 身・財以外	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害	○ 共通事項 記載の事項 ○被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任 ○被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
	広告宣伝侵害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身・財以外	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <広告宣伝活動による権利侵害> テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為 ①名誉毀損またはプライバシーの侵害 ②著作権、表題または標語の侵害	○ 共通事項 記載の事項 ○事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任 ○商標、商号、営業上の表示等の侵害（表題または標語の侵害を除きます。）によって生じた賠償責任 ○宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任 ○被保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
	財物損壊を伴わない使用不能損害補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 身・財以外	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者が他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 <財物を使用不能にする> その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当するものを使用不能にしたことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害 ①被保険者が所有、使用または管理する財物　②生産物または仕事の目的物 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発生した純粋使用不能損害 ○生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任 ○生産物が製造機械等またはその部品である場合または仕事の結果が製造機械等の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任
費用リスク・利益リスク	**被害者治療費等補償** プレミアムプラン ベーシックプラン 費用利益	○被保険者が「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して他人に身体障害を与え、その被害者が180日以内に通院・入院・重度後遺障害・死亡に至った場合に、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担することによって被る損害 <治療費等> ①通院・入院の場合の治療費用 ②重度後遺障害の場合の治療費用 ③死亡の場合の葬祭費用 ④見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等 ①治療費等を受け取るべき者の故意 ②保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療費等を受け取るべき者と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為 ④被害者の心神喪失 ⑤被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

ラン）

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
費用リスク・利益リスク	**初期対応費用補償** プレミアムプラン ベーシックプラン 費用利益	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因する事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する当社が承認する初期対応費用を負担することによって被る損害 ①事故現場の保存に要する費用 ②事故現場の取片付けに要する費用 ③事故状況または原因を調査するために要した費用 ④事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用 ⑤「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、不良完成品損害、不良製造品損害が発生した場合は除きます。	○ 共通事項 記載の事項
	訴訟対応費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用利益	○当社が保険金を支払うべき損害に争訟費用が含まれている場合において、被保険者がその訴訟に関する当社が承認する訴訟対応費用を負担することによって被る損害 <訴訟対応費用> 被保険者が日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次のいずれかに該当する費用（被保険者が現実に支出した費用であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用に限ります。） ①被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 ②訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ③被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。	○ 共通事項 記載の事項
	ブランドイメージ回復費用補償 プレミアムプラン ベーシックプラン 費用利益	○「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかわるリスク」に規定する損害が発生し、当社が保険金を支払う場合において、ブランドイメージの回復または失墜防止に必要かつ有益な措置を講じるために、被保険者が当社の承認を得てブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害 <ブランドイメージ回復費用> 次のいずれかに該当する費用をいいます。 ①事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等（以下「広告宣伝活動等」といいます。）および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告の費用に限るものとします。 ②被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用（注）。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。 （注）身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。	○ 共通事項 記載の事項
	データ損壊復旧費用補償 プレミアムプラン 費用利益	○保険期間中に「施設にかかわるリスク」、「仕事の遂行にかかわるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、他人の情報機器の記録媒体に記録されている情報を消失または損壊したことにより、その情報を復旧させるために被保険者が負担した費用。ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。 <他人の情報機器の記録媒体に記録されている情報> 磁気的または光学的に記録されたプログラムまたはデータをいいます。	○ 共通事項 記載の事項
	リコール費用補償 プレミアムプラン 費用利益	（1）「生産物にかかわるリスク」に規定する損害等が発生し、当社が保険金を支払う場合において、日本国内に存在する生産物の回収等を実施するために有益かつ必要と認められる次の①から⑪までに該当する費用（記名被保険者以外の者が支出し、記名被保険者に対して求償してきたものを含みます。）を被保険者が負担することによって被る損害 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ③回収生産物か否かまたは瑕疵（かし）の有無について確認するための費用 ④回収生産物の修理費用 ⑤代替品の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 ⑦回収生産物または代替品の輸送費 ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収等の実施により生じる出張費・宿泊費等 ⑪回収生産物の廃棄費用 （ご注意）生産物の回収等を実施するうえで、必要かつ有益な費用でかつ生産物の回収等の実施を目的とするものに限ります。 （2）（1）の損害に対して保険金を支払うのは、回収等の実施および生産物事故の発生が、次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限ります。 ①記名被保険者または供給先事業者の行政庁に対する届出または報告等 ②記名被保険者または供給先事業者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告 ③回収等の実施についての行政庁の命令	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①保険契約者または記名被保険者の故意または重大な過失による生産物事故の発生 ②保険契約者または記名被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ③保険契約者または記名被保険者以外の者による強迫行為または加害行為 ④生産物の自然の消耗・磨耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由 ⑤保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 ⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による生産物事故 ⑦生産物の修理または代替品の瑕疵（かし） ○保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当するときは、当社はその回収決定またはその生産物事故の発生もしくはそのおそれによる回収決定については保険金を支払いません。 ①この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に回収決定が行われたとき。 ②この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、保険契約者または記名被保険者が生産物事故の発生またはそのおそれを知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるとき。

保険金のお支払いについて

保険金のお支払いについて（オプション）

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
食中毒・特定感染症利益補償 費用利益	○次の①～③のいずれかに該当する事故により、被保険者の仕事が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益・収益減少防止費用） ①被保険者の営業施設における食中毒の発生または営業施設において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし「食品衛生法」の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。 ②「施設における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条（定義等）に規定する特定感染症（一類感染症・二類感染症・三類感染症・指定感染症・新感染症のいずれかに該当する感染症）の発生 ③営業施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって発生した事故による損失 ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾（じょう）もしくは労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱 ④地震、噴火、津波、高潮または洪水 ⑤脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
借用不動産損壊補償 財物	○借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により滅失、破損または汚損した場合において、被保険者がその借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害 ①火災 ②破裂または爆発 ③給排水設備（スプリンクラー設備およびスプリンクラー装置を含みます。）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水 ④①～③を除く不測かつ突発的な事故 〈借用戸室〉 被保険者が社宅、事務所または店舗として借用しているすべての戸室をいいます。 （ご注意） ・借用戸室には工場、倉庫は含まれません。 ・仕事の遂行の一環として行うイベント等のために他人から賃借する建物は含まれません。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 ○借用戸室に生じた次のいずれかに該当する破損により被保険者が被った損害 ①借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた破損 ②差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた破損。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた破損を除きます。 ③借用戸室の欠陥によって生じた破損 ④借用戸室の使用または管理を委託された者の故意によって生じた破損。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ⑤不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた破損 ⑥詐欺または横領によって借用戸室に生じた破損 ⑦土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた破損 ⑧借用戸室のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または借用戸室の汚損であって、借用戸室の機能に支障をきたさない破損 ⑨借用戸室の使用により不可避的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の破損 ⑩風、雨、雪、雹（ひょう）もしくは砂塵（じん）の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた破損 ○被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任を負うことによって被る損害 ○被保険者の使用人が所有する借用戸室が滅失、破損または汚損したことに起因する損害　等
ネットワーク危険補償 身・財以外	(1) 被保険者が行う次のいずれかに該当する業務の遂行にあたり、(2) に規定する偶然な事由のいずれかに起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①記名被保険者のホームページの運営・管理（日本国内において行う運営・管理に限ります。） ②被保険者または使用人等による電子メールの送信または受信 (2) (1) に規定する偶然な事由とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①次のいずれかに起因する他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 ア. コンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染 イ. 被保険者以外の者による不正アクセス ウ. 被保険者または使用人等が電子メールにより発信した電子情報の瑕疵（かし） ②①ア. からウ. までのいずれかに起因する他人の電子情報の消失または損壊 ③被保険者以外の者に対する人格権侵害。ただし、個人情報の漏えいに起因する人格権侵害を除きます。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求 ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求 ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求 ④電子マネーに起因する損害賠償請求 ⑤ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求 ⑥対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求 ⑦被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ⑧被保険者以外の者に管理を委託された情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害 ①身体の障害に対する損害賠償請求 ②被保険者による誹謗または中傷による名誉毀（き）損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ③財物（貨幣を除きます。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求。ただし、被保険者からのコンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染による第三者の情報システム、ネットワークまたは電子情報の損壊に起因する場合を除きます。 ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求 ⑤被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
雇用慣行賠償責任補償 身・財以外	○被保険者が役員または使用人に対して行った次のいずれかに該当する不当な行為（不作為を含みます。以下「不当行為」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①差別的行為 ②セクシャルハラスメント ③不当解雇 （ご注意）①から③までに定める不当行為には、既に退職した者および採用応募者に対してなされたものを含みます。 〈差別的行為〉 国籍、宗教、年齢または性別その他の特性を理由として解雇すること、採用しないことまたは労働条件に関して差別的な取扱いを行うことをいいます。 〈セクシャルハラスメント〉 職場において行われる性的な言動に対する役員または使用人の対応によりその役員または使用人がその労働条件につき不利益を受けるものまたはその性的な言動により使用人の就業環境が害されるものをいいます。 〈不当解雇〉 正当な理由なく、雇用契約（形式を問いません。）を一方的に解約することをいい、労使の合意による退職を含みません。	○ 共通事項 記載の事項 ○次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害 ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ②被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ③被保険者が他人に損失を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 ④初年度契約の保険期間の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑤初年度契約の保険期間の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑥この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑦この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑧役員または使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償請求 ⑨労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求 ⑩施設や設備等の新設、修理または改造等に起因する損害賠償請求 ○直接であると間接であるとを問わず、セクシャルハラスメントを行った者に対してなされた損害賠償請求に起因する損害 （ご注意）セクシャルハラスメントが実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、セクシャルハラスメントがあったとの申し立てに基づき損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。 ○労働組合法第7条（不当労働行為）または同様の内容を規定する各国・各地域の法令等による不当労働行為によって生じた損害賠償請求に起因する損害 （ご注意）不当労働行為が実際に行われたと認められる場合に適用されます。 ○被保険者の使用人に支払われる賃金の支払によって被保険者が被る損害
使用者賠償責任補償 身体	(1) 記名被保険者の被用者（以下「被用者」といいます。）が業務上の事由により保険期間中に被った身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が、①から③までに規定する金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを、賠償保険金(注)として記名被保険者に支払います。 ①労災保険法等により給付されるべき金額 ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③法定外補償規定等により記名被保険者から被用者またはその遺族に支払われるべき金額 (注) 賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。 (2) (1) の身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次のいずれかに該当する費用を、費用保険金として記名被保険者に支払います。 ①記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用 ②記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③普通保険約款第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）(1) の規定により記名被保険者が当社の要求に従い、協力するために要した費用 ④記名被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）(1)③の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用	○ 共通事項 記載の事項（ただし④を除きます。） ○次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害 ①保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ○次の①から③までの身体の障害 ①記名被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ②風土病による身体の障害 ③職業性疾病による身体の障害 ○次のいずれかに該当する損害賠償金または費用 ①記名被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ記名被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ②記名被保険者が個人の場合には、その記名被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ○労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ○労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、記名被保険者が負担する金額

ご注意いただきたいこと

ご契約前にご確認いただきたいこと

お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1)商品の仕組み

賠償責任保険普通保険約款 ＋ 賠償責任保険追加特約 ＋ 企業総合賠償特別約款 ＋ ビジネスプロテクター特約 ＋ 各種特約(注)

(注)セットできる主な特約の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(2)補償内容

■保険金をお支払いする主な場合
15～20ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」のとおりです。
■お支払いの対象となる損害
10ページ記載の「お支払いの対象となる損害」のとおりです。
■保険金をお支払いしない主な場合
15～20ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

(3)被保険者

補償の内容によって、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なります。
詳細につきましては、10ページ記載の「被保険者(保険契約により補償を受けられる方)」および普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(4)保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5)支払限度額等

支払限度額(または保険金額)とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。詳細は10ページ記載の「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・保険金額、免責金額(注)につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。
(注)免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

(6)保険料

保険料(注)は、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高」および引受条件等に基づいて決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料(注)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。
■この保険契約では、ご契約の際に決定される「あらかじめ確定した保険料」を払込んでいただきます。
■新設法人等で、ご契約の際に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込売上高」が存在しない場合には、ご契約時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料(注)を算出します。
(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(7)保険料の払込方法について

キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です。)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○:選択できます　×:選択できません

主な払込方法	一般分割払(注1)	大口分割払(注2)	一時払
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○	○	○
払込票払	×	×	○
請求書払	×	×	○

(注1)一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、選択できます。原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。
(注2)一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合
保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(8)満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご契約締結時にご注意いただきたいこと

ご契約時に告知いただく事項についてご確認ください

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。保険申込書(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書(注)の記載内容を必ずご確認ください。
(注)当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険料算出のための確認事項

ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料として、次の①および②を当社にご提出いただきます。
詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
①税込売上高実績の記載がある保険契約者・被保険者作成資料の写し
②当社様式による「告知書」

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

(1)ご契約後における注意事項(通知義務等)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
○ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

○保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
○上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(2)解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。
たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

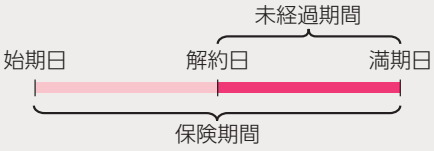

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。
■保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

その他にご留意いただきたいこと

1 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

2 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3 万一の事故の場合のお手続きについて

(1)事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止　②相手の確認　③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料)へ
(事故は いち早く)

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(3)先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(4)示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

4 その他

○ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
○取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
○このパンフレットは「ビジネスプロテクター」の特徴をご説明したものです。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または当社までお問い合わせください。
○保険契約者と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
○ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

Q&A よくあるご質問についてお答えします。

Q 保険期間中に工場を新設することになりました。
貴社への通知は必要ですか。

A **いいえ。通知は必要ありません。**
ビジネスプロテクターは貴社のすべての施設、業務、生産物等にまつわるリスクについて1つの保険契約でまとめて補償することができます。補償の重複や加入もれの心配はありません。
(ご注意) 一部対象とならない施設、業務、生産物等もあります。

Q 新設の法人で会計年度(1年間)の売上高がまだありません。
この場合、契約できますか。

A **はい。ご契約いただけます。**
新設法人等で最近の会計年度(1年間)の売上高が把握できない場合は、事業計画値を売上高とみなして保険料算出の基礎とします。
この際、事業計画値を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

Q 施設の管理や製品の品質に力を入れているのですが、
保険料は安くなりますか。

A **はい。品質管理や安全管理等に応じた割引制度をご用意しております。**
詳細につきましては10ページをご参照ください。

三井住友海上は事業者のみなさまをトータルサポートします!

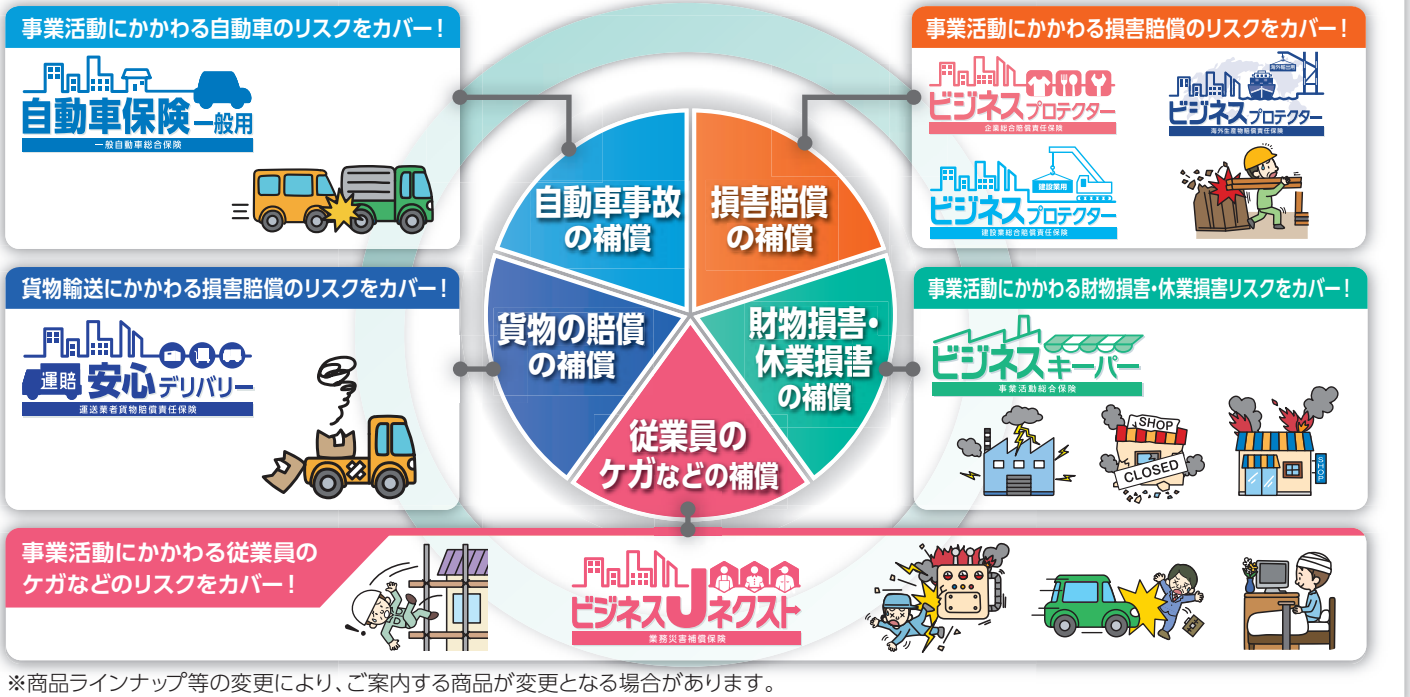

※商品ラインナップ等の変更により、ご案内する商品が変更となる場合があります。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
【受付時間】
平日　9:00～20:00
土日・祝日　9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は　いち早く
0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル(有料)〕
【受付時間】平日 9:15～17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

当社について、もっとお知りになりたい時は!　三井住友海上のホームページ　http://www.ms-ins.com

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

本店　〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com

● ご相談・お申込先

S0511　50,000　2015.6　(新)　(62)　62